

(目的)

第1条 一般社団法人日本国際保健医療学会は、本学会に所属する若手研究者によるグローバルヘルスに関する独創的な研究を奨励するために、日本国際保健医療学会奨励賞（以下、奨励賞）を設ける。

(受賞の対象要件)

第2条 奨励賞は下記の要領により、原則として毎暦年1件選考される。

2. 選考前年の1月1日以降から選考当年の応募締切日までの間に、オンラインまたは出版公表された、優れた原著または総説論文の筆頭著者に与えられる。なお、論文の出版公表時期が複数ある場合には、最も早い時期を公表時期とみなす。

3. 受賞対象者の資格は以下のすべてを満たす必要がある。

- (1) 選考当年の4月1日に45歳以下であること。
- (2) 選考当年の10月1日時点で、本学会の正会員歴が3事業年度に渡ること。
- (3) 過去に奨励賞を受賞していないこと。
- (4) 共同筆頭著者がいる場合には、奨励賞への応募に同意していること。なお共同筆頭著者がいる場合で、共同筆頭著者が受賞の対象要件をすべて満たしている場合には、奨励賞への共同応募を認める。

4. 論文の性格

- (1) 本学会を含めて、学会等での表彰対象となっていない論文であること。
- (2) 研究の主たる内容は、グローバルヘルス分野に有用な知見をもたらすものであること。
- (3) 英文で発表されていることが望ましい。
- (4) 掲載誌が本学会誌以外である場合は、その内容が本学会学術大会または地方会で報告されていることが望ましい。

(選考委員会)

第3条 奨励賞受賞者の選考のために選考委員会を教育研修委員会に設ける。

2. 選考委員会は教育研修委員会の全委員および理事長をもって構成する。ただし、応募者および推薦者は選考委員となることができない。

3. 選考委員長は教育研修委員会担当の常任理事がつとめる。

4. 選考委員会の開催は全委員の4分の3以上の出席を必要とする。委任状の提出は、出席とみなさない。

(選考)

第4条 選考は以下の手順で行う。

- (1) 選考委員会は、奨励賞の公募を選考当年の3月末日までに公表する。
- (2) 応募者は、代議員1名からの推薦を受け、指定された締切日までに学会事務局宛に指定された応募書類を提出する。
- (3) 選考委員会は、応募書類の内容を確認し、本選考規定第2条（受賞の対象要件）に合致していることを確認したうえで、応募書類を受理する。
- (4) 選考委員会は、応募者について審査を行い、合議の上で受賞者を決定する。

(報告)

第5条 委員長は、選考過程および結果について理事会に報告する。

(表彰)

第6条 理事長は、受賞者に対し、選考当年の学術大会において、賞状および副賞を贈呈してこれを表彰する。

(受賞記念講演)

第7条 受賞者は、選考当年の学術大会において、受賞論文の内容を発表する。

(補則)

第8条 この規程の解釈及び運用について疑義が生じたときは、教育研修委員会および理事会の決するところによる。

2. この規程に定めるもののほか、選考にかかわる必要な事項は、教育研修委員会および理事会の議を経て別に定める。

3. この規程の改正は、教育研修委員会または理事会が必要と認めたときに、その議を経て理事会の承認を得る。